

「女性の活躍推進事業」支援対象を追加選定しました

少子高齢化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中で、経済・社会に活力をもたらすため、女性の活躍の推進が必要不可欠となっています。

このため、東京都では、今年度より女性の活躍の推進を目的として、中小企業団体による普及啓発活動や、中小企業等による他の企業のモデルとなる取組を支援する「女性の活躍推進事業」を実施しています。現在、昨年9月に選定した2団体・3企業の支援事業について、雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」でお知らせしております。

このたび、支援対象として1団体の事業を追加選定しましたので、お知らせします。

支援対象事業

団体

★ 協同組合 日本映像事業協会 (URL: <http://www.jvig.net/>)

「映像・放送業界女性活躍プロジェクト」

映像業界、特に中小零細企業においては女性にとって働きやすい労働環境がきちんと整備し切れていない企業が多い。女性が安心して働き、活躍できる環境を整備するための意識啓発を行い、会員企業に浸透させていくことにより、産休・育休後の復職率の向上や、多様な働き方の導入等を目指す。

○普及推進員に係る取組

- ・企業訪問・ニーズ調査、事業の普及啓発、情報提供
- ・女性活躍推進における企画・運営・企業訪問で得た情報をもとに普及啓発活動の企画・運営を実施

○普及啓発活動

- ・女性活躍推進における企画・運営会議の開催・本事業についての意見交換、情報共有
- ・意識調査・会員企業の女性労働者、経営者に対する調査の実施
- ・意識調査結果を受けての対策会議・意識改革セミナーの内容構築
- ・意識改革のためのセミナー実施・女性労働者向けセミナー、経営者・管理者向けセミナー、女性社員交流会

「女性の活躍推進事業」の概要

- ◆応募資格 (1) 都内に本部又は主たる事務所がある中小企業団体、中小企業団体中央会、商工会、商工会連合会、商工会議所等
(2) 都内に本店又は主たる事務所がある、常時雇用する従業員数が2名以上の中小企業等
- ◆対象事業 (1) 中小企業団体による事業
以下の2つの取組を実施すること
①女性活躍推進の普及拡大を図るための普及推進員を設置
②普及啓発資料の作成やセミナーの開催等、傘下企業の意識啓発につながる取組を実施
(2) 中小企業等による事業
女性の職域拡大、職場定着の促進、管理職登用率の向上等、自社内の女性社員の活躍推進の取組を実施
- ◆支援内容 対象事業に要する経費の一部を補助
(1) 補助率及び補助限度額
 - ・中小企業団体
普及推進員の設置：300万円／年度（設置期間及び事業に直接従事した時間により異なる）
普及啓発活動：1,000万円／年度（補助率3分の2）
 - ・中小企業等
1,000万円／年度（補助率3分の2）
- (2) 補助対象期間：3年度以内

問い合わせ先

産業労働局 雇用就業部 労働環境課 小林・関野 電話：03-5320-4651(直通) 内線：37-650